

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第33号

目次

京都帝国大学入学者における「正系」と「傍系」

—特に「外地」出身者の入学形態をめぐって—

永島 広紀 2

イギリス文書館体験記

菅原 健志 4

日誌 6

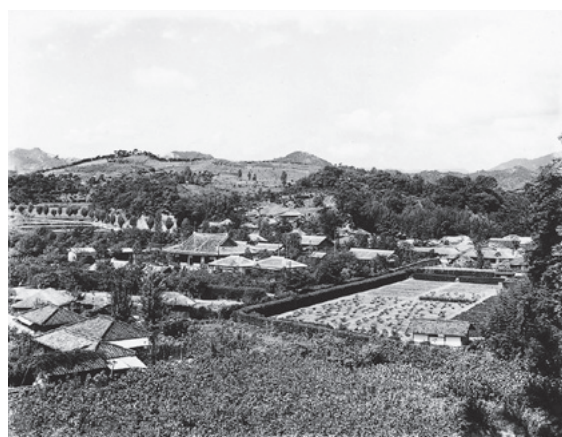
大学文書館の動き：

法人文書管理等に関する研修会を開催しました 7

人の動き 7

新入生の「宣誓」をめぐって

西山 伸 8



京都帝国大学は、植民地である朝鮮（写真右上）、台湾（写真左上）、樺太（写真下）に広大な農学部附属の演習林を有していた（関連記事2～3頁）。これらの面積の合計は10万haをこえていた。演習林では、研究・教育以外に造林事業も行われ、大学の財政運営上一定の役割を果たしていたが、経営が順調でなかったところもあった。植民地の演習林という存在は、京大が「帝国」大学であったことを如実に示している。

京都帝国大学入学者における「正系」と「傍系」 —特に「外地」出身者の入学形態をめぐって—

九州大学韓国研究センター教授／大学文書館教授兼任 永島 広紀

旧制佐賀高と京都帝大

いきなり私事にて恐縮であるが、筆者は現在の職場に勤務する以前、佐賀大学にて教鞭をとっていた。この大学は、旧制の官立高等学校（佐賀高等学校）を母体の一つとする新制の地方国立大学であり、大宅壮一がネーミングした典型的な「駅弁大学」(!)でもある。ただ、旧制期にさかのぼれば、いささかその沿革には特徴がある。

まず何より、京大との関係から見れば、肥前・佐賀は元来より官界・法曹界への指向が強い風土であり、旧制佐高からは京都帝大法学部への進学者が相当な数に上っていた。敗戦直後、闇物資の購入を拒否して敢えて饑餓の道を選び、ついに非業の最期を遂げたことで知られる気骨の判事・山口良忠は、まさに佐高から京大法学部に進んだ人物である。

また、旧制佐高には朝鮮半島出身者からの入学がことのほか多く、その総数は、山口高校の約 100 名・第三高校の約 90 名に次ぐ凡そ 80 名（数字はいずれも入学者ベース）に上っていた。そして、このうち京都帝大には、法学部の 15 名を筆頭に、経済学部（4 名）・医学部（4 名）・工学部（3 名）・文学部（1 名）の都合 27 名が進学している。やはり法学部への進学数の多さは、他のそれを圧倒していると言わざるを得ない。

さすれば、かくもなぜ法学部への入学者が多かったのだろうか？旧制高校全体から見れば、やはり入学定員を守っていた東京帝大法学部に対して、京都帝大の法学部は、定員を超えても入学をほぼ認めていたゆえ、入学希望者が押し寄せていたということが挙げられよう。ただし、入学が認められたのは原則として「(旧制) 高等学校」出身者、すなわち当時の言葉で云うところの「正系」入学者たちである。

また、「文官高等試験（高文）」への応試と合格というのも、京大進学に際しての大きな

モチベーションたりえた。特に官界を牛耳る行政科合格の東大組に向こうを張るが如く、司法科に及第した京大出身者が法曹界に多数進出しているのも、むべなるかな。まさに、そうした流れの中に朝鮮半島をはじめとする少なからぬ外地出身の京大生も位置づけられるのである。とりわけ科举制度を長く維持し、文官選好が強かった朝鮮社会においては、ことさら法科偏重をもたらした面も多々あったに違いない。

帝大進学における「正系」と「傍系」

さて、「学部を選ばない限り、帝大への入学が保証されていた」「事実上の帝大予科であった」といった類いの言辞は、旧制高校をめぐる言及の中ではしばしば耳にする常套フレーズである。時期にもよるが、帝大と高校の総定員が近似したものであったのは確かであり、その意味の限りで先の語りは間違いではない。ただし、実際には現在の大学入試とは異なる形で、学部・学科によっては熾烈な受験競争が存在していた。今と変わることなく、どうしても受験生は東京に集中しがちであった。「あぶれた」と言えばヒト聞きが悪いが、入学定員が守られる以上、すべての高校生が東京帝大に進学することは不可能である。とすると、他の帝大に流れ、あるいは医学部志望者は単科の医大に進学せざるを得なかった。

また、東京帝大を除く後発組の帝大は、常に「正系」入学者の確保に汲々としていた。さすがに、京都帝大は農学部を除けば、高等学校出身者以外で入学を許されたのは僅かな数に止まる。しかし、東北・九州の両帝大においては、医と工を除けば、とても「正系」で定員を満たすことは出来なかった。数次の追加募集を行ってまで高校出身者の確保を目指すが、それでも叶わない。そこで重要な方策となったのが各種専門学校・私大予科など

を卒業、ないしは「専検」に合格することで受験資格を得た「傍系」者たちの受け入れである。とりわけ東北大と九大の法文学部には非正系の受験生が殺到していた。そして、その中には常に一定数の朝鮮半島出身者が含まれていたのである。

一方、外地に設立された京城と台北の両帝大は、如何なる状況であったか。京城帝大の場合は、北海道帝大のそれを彷彿とさせる「予科」を設置することによって、本科（学部）への進学者を確保しようとしていた。まさに「正系の青田買い」である。しかも、旧制高校（3年制）に相当する予科は当初2年制を採用しており、わずか法文と医の2学部体制（のち理工学部を増設）であったとはいえ、専門課程進学への最短コースを売りにしていた。特に法文学部の法科は、抜群の高文合格者を誇ったことが近年の研究で指摘されている。

台北帝大の場合は、名称こそ「文政」であるが、法学士と文学士を養成する事実上の法文学部とともに、理農学部がまず設置された。のちに医学部と工学部が増設され、また理農学部が理学部と農学部に分離したことから、最終的には5学部を擁する総合大学に成長している。ただし、台北帝大の場合も法科や医学部を除けば「正系」組の獲得には相当に苦勞していた。台湾には台北高等学校が設置され、さらに台北帝大への進学が期待されていたが、台高生は内地指向が強く、やむなく傍系入学者で定員を満たすとともに、戦時期には新たに予科を設置して正系入学者の確保に努めていた。

「傍系」から読み解く帝大史

ただし、現実が制度を軽々と追い越していった。そもそも定員充足の方便であった「傍系」入学者は、えてして勉学や立身への意欲が極めて旺盛であった。よって、現在のようにほぼ単線化してしまった入試制度では見いだしがたい多彩な人材の発掘と養成がなされていたことは、旧制期の高等教育を考える際には欠くべからざる視点なのである。

朝鮮半島との関係に絞って考えれば、「傍系入学」が文科系のみならず理科系の人材育成をもたらしていたことは特筆に値しよう。

とりわけ、帝大農学部が存在しない朝鮮での農学の最高学府は、長らく官立の水原高等農林学校と私立の崇実専門学校農科のみであり、大学レベルの専門教育を受けるためには傍系入学を認める内地帝大に進学する必要があった。

そして、この受け皿となったのが北海道・京都・九州の各帝大農学部であった。特に、学部設置に先駆けていち早く朝鮮総督府より半島南部の智異山一帯に広大な「演習林」をそれぞれ長期貸与されるなど、京都帝大と九州帝大の農学部は沿革が似通っており、また傍系入学を認めていた点でも同じであった。

試みに、『京都帝国大学新聞』や京大農学部同窓会である四明会の会員名簿などを見ると、正系組はやはり地元の三高出身者が多く、傍系組には東京・三重・宮崎などの各高農や千葉高等園芸学校が多い。とりわけ農業経済学科は極めて高い傍系率を示しており、戦時期にそれは顕著である。

一方、九州帝大農学部においては、1924年から1945年までの時期、正系と傍系の比は554:662であり、正系では佐賀高（106名）、傍系では鹿児島高農（124名）からの入学者が比較多数である。そして、水原高農からの進学者数は26名（うち朝鮮人9名）・崇実専からは5名（同5名）である。このように、内地と外地における農学・農政を考える上で、京大・九大の農学部がいかなる競合関係にあったのかを「傍系」出身者の動向からも読み解くことが可能なのである。

ちなみに水原高農の場合、歴代校長の多くが九大教授からの転任であり、教え子を九大に送り出している例が多く確認される。ところが、昭和10年代に入ると、水原高農出身者はむしろ京大に進学するケースが増えていることは興味深い。

さて、水原高農の伝統を受け継ぐ現在のソウル大学校農業生命科学大学には、初代学長である趙伯顯と第3代学長である金浩植の胸像が設置されている。ともに、水原高農から九大農学部に進んだ傍系組の農学者である。本稿を締め括るに際し、九大関係者として最後にこっそり自賛めいたことを書かせていただくことを何卒お許しいただきたい。

イギリス文書館体験記

日本学術振興会特別研究員 PD 菅原 健志

はじめに

歴史を研究する上で史料は不可欠である。特に一次史料となる文書が重要であることは論を俟たない。しかし文書の保存や公開は、その時々政治状況などに左右されやすく、継続的に歴史を研究できる環境は貴重であるといえる。イギリスはそのような環境を提供できる数少ない国家の一つであり、日本を含む様々な国家や地域から多くの研究者が文書を求めてやってくる。本稿では筆者が利用したことのある文書館から特徴的なものを3つ選び、その概要や利用方法について紹介していきたい。

国立公文書館 (The National Archives)

日本人研究者がイギリスで史料収集を行う場合、最も利用する可能性が高い文書館は国立公文書館 (The National Archives, TNA) であろう。主にイギリス政府の公文書を保管するこの文書館はロンドン郊外のキュー (Kew) に位置しており、最寄り駅である地下鉄キュー・ガーデンズ (Kew Gardens) 駅から徒歩10分ほどである。また電車を利用する場合はキュー・ブリッジ (Kew Bridge) 駅から徒歩20～30分ほどかかるが、テムズ川沿いの歩道をゆっくり歩くのも思索を深めるにはちょうど良いだろう。ただし「天気がよければ」という条件付きである。

史料を閲覧するためには、まず入館証をつくらなければならない。その際に英語で書かれた身分証明書と住所証明書の提出が必要となる。身分証明書はパスポートで問題ないが、特に短期滞在の日本人研究者の場合、住所証明書が厄介である。私見ではあるが、国際運転免許証が住所証明書として使えるので、もし日本の運転免許証を持っているのであれば国際運転免許証を取得しておくといえよう。

入館証を作成すれば、TNAの所蔵する膨大な文書にアクセスできる。カタログは紙媒体の物もあるが、オンライン・カタログが非常に使いやすくなっている。文書の申請はオンラインで行い、40分ほどで申請者の座席に割り当てられたロッカーに届けられる。

TNAでは文書の写真撮影が許可されているので、多くの研究者が写真を撮っている。かつては皆デジタルカメラを使っていたが、最近ではスマートフォンやタブレットで写真を撮る人が増えている。一方で今も変わらず紙と鉛筆で文書を書き写している人もおり、研究者の嗜好やこだわりが垣間見えるところである。

最近ではいくつかの文書そのものがオンラインで見られるようになっているが、やはり実際に現地で閲覧しなければならない文書の方が圧倒的に多い。またTNAは史料を閲覧するだけでなく、研究者の交流や情報交換の場にもなっている。今後さらに文書のオンライン化が進むかもしれないが、それでもTNAを訪れる意義が失われることはないだろう。

大英図書館 (The British Library)

イギリス政府の公文書を閲覧するのであればTNAであるが、私文書を閲覧するということになれば大英図書館 (The British Library, BL) を訪れることになるだろう。様々な分野および言語の書籍や雑誌を収蔵するBLには文書も数多く保管されており、特にマニュスクリプト・ルームでは政治家や外交官の私文書を閲覧することができる。BLはイギリスとヨーロッパ大陸を結ぶユーロスターの発着駅であるセント・パンクラス (St Pancras) 駅から徒歩数分のところに位置しており、しばしば大きなスーツケースを引っ張る楽しそうな観光客とすれ違いながら歩くことになる。

BLでも文書を閲覧するためには入館証をつくらなければならない。その際に必要な書類はTNAの場合と同様である。マニュスクリプト・ルームで文書を閲覧する場合、まずは紙媒体もしくはオンラインのカタログで読みたい文書の文書番号を確認する。その文書番号をオンラインで入力して申請を行うと、通常70分以内にマニュスクリプト・ルームのカウンターに届けられるので、スタッフから文書を受け取って自分の座席で閲覧することになる。BLは基本的には文書の写真撮影

を禁止している。最近一部の文書の写真撮影を許可するようになったが、許可されていない文書の方が多い。そのため BL では文書を筆写しなければならない。ノートパソコンやタブレットの持ち込みはできるので、これらを用いて文書を写す人が多いが、やはり紙と鉛筆を使う人もいます。

BL を利用するのは研究者に限らない。観光客が訪れたり、大学（院）生が自習していたり、小学生が課外活動で元気に歩き回っていたりと、様々な人々がそれぞれの目的をもって利用している。BL での史料収集はこのような多様な知の交流の一部をなしているといっても過言ではないであろう。

ハットフィールド・ハウス (Hatfield House)

文書の維持・管理は専門的な知識や適切な施設を必要とするため、個人で行うことは非常に難しい。従って大抵の私文書は BL や大学の図書館、さらには地方自治体の公文書館などに寄付されるか管理を委託される。しかし財政的余裕のある貴族のなかにはアーキビストを雇って私邸で一族の文書を保管する者も存在する。ロンドンから電車で北に 30 ～ 40 分ほど行ったところにハットフィールド (Hatfield) という駅がある。この駅のすぐそばに位置するハットフィールド・ハウス (Hatfield House) では、当主の第 7 代ソールズベリー侯爵が自身の先祖の私文書を管理している。

ソールズベリー侯爵位はセシル家が代々継承しており、伯爵であった時期も含めると 16 世紀のエリザベス 1 世の時代にまで遡ることのできる名門貴族である。政治家を多数輩出したこの一族の中でも、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて 3 度首相を務めた第 3 代ソールズベリー侯爵ロバート・ガスコイン＝セシルが最も有名であろう。実際ハットフィールド・ハウスの正門には、訪問客を見下ろすように鎮座する第 3 代ソールズベリー侯爵の銅像がある（写真）。

ハットフィールド・ハウスは個人の邸宅であるため、TNA や BL のような公的施設とは利用方法が全く異なっている。まず文書を閲覧したい場合は、事前にメールで予約を取らなければならない。当日邸宅を訪見するとアーキビストが出迎えてくれ、地下の小さな閲覧室に案内される。そこで文書を読むことになるのだが、アーキビストもすぐ近くで仕事をしている。そしてアーキビストは昼食時には閲覧室の鍵を閉めて 1 時間ほど外出する

ため、研究者もそれに合わせて外に出て昼食をとることになる。

文書の閲覧も昔ながらの方法が踏襲されている。オンラインのカタログはないので、紙媒体のカタログで文書番号を確認し、申請用紙に鉛筆で記入してアーキビストに手渡す。一回の申請で一つのファイルしか閲覧できないが、アーキビストはすぐに文書を出してくれるので、5 分もあれば文書を手にすることができる。写真撮影は不可であるため、持ち込みが許されているノートパソコンか、紙と鉛筆で文書を書き写すほかない。

ハットフィールド・ハウスは、TNA や BL と異なり、多数の人が訪れるような場所ではない。研究者は閲覧室に二、三人、場合によっては一人しかおらず、閉ざされた空間であるといえる。しかし閲覧に必要な手続きは全て、ウェブサイトで公開されており、その手続きをきちんと守れば誰でも文書を閲覧することができる。個人所蔵の文書ではあるもののアーキビストが管理していることを考えると、ハットフィールド・ハウスは文書館としての役割も果たしているといえるだろう。



写真：ハットフィールド・ハウス前の
第 3 代ソールズベリー侯爵像

おわりに

TNA、BL、ハットフィールド・ハウスの 3 つはそれぞれ全く異なる特徴を持った文書館である。しかし文書を専門知識に基づいて管理し、一定年数が経った文書については研究者の国籍に関係なく公開している点は共通している。当たり前のように見えるこの共通点を備えた多様な文書館を持つ国家は、残念ながら決して多くない。だからこそ今後もイギリスは多くの歴史家を引き寄せ続けることになるだろう。本稿が今後イギリスで史料収集に取り組む研究者の役に立てば幸いである。

[日誌] (2017年4月～9月)

2017 年

- 4/ 1 NHK より、「ファミリーヒストリー」製作に関連する取材のため照会。
- 4/ 3 中野博行氏より、京大医学部紛争関係資料を寄贈。
- 4/ 4 西山教授、新採用職員研修において京都大学の歴史について講義。
- 4/ 7 熊本大学五高記念館より、明治30年代の旧制高校の入試問題に関する照会。
- 4/12 京都大学同窓会より、小堀源三郎に関する照会。
- 4/13 大学文書館教員会議。
- 4/18 元助教、大邱と京都：地域研究とアーカイブズ（於京都大学人文科学研究所）で「京都大学大学文書館における資料の収集と利用」と題して報告。
- 4/19 韓国・慶北史学会より、見学視察のため来館。
- 4/20 佐々木惣一関係資料の公開開始。
- 4/23 元、日本アーカイブズ学会（於学習院大学）で「地方公文書館における活動資金獲得の経緯と課題—英米の事例を中心に—」と題して研究発表。
- 4/28 『京都大学大学文書館だより』第32号発行。
- 5/10 主婦の友社より、京大初的女子学生に関する照会。
- 5/18 大学文書館教員会議。
- 5/24 片岡宏氏より、南波松太郎著『懷古・蝦夷征伐』を寄贈。
- 5/25 京大ボート部長中村佳正氏より、琵琶湖周航の歌関連書誌を寄贈。
- 5/30 人文科学研究所・附属図書館主催展示「医史学の京風景」に企画展示室貸出（～6月11日）。
- 5/31 学内より、三高の写真借用のため来館。
- 6/ 1 法人文書管理等に関する研修会開催。
- 6/ 2 朝日放送より、滝川事件に関する照会。
- 6/ 2 NHK より、木下広次の写真に関する照会。
- 6/ 3 元、記録管理学会研究大会（於九州大学）で、「韓国における「記録管理学」の発展—1990年代から現在まで—」と題して研究発表。
- 6/12 学内より、百周年記念事業における募金状況を示す資料に関する照会。
- 6/13 企画展「京都大学の創立 一百二十年前を振り返る—」開催（～8月20日）。

- 6/14 大学文書館教員会議。
- 6/20 NHK より、医学部構内の建造物に関する照会。
- 6/22 水野直樹氏より、占領期学内往復文書（法学部）を寄贈。
- 6/22 NHK より、NHK 関連の映像資料に関する照会。
- 6/25 村山圭吾氏より、八木通夫関係資料を寄贈。
- 6/29 学内より、『京都大学概要』発刊時の資料に関する照会。
- 7/ 4 東北大学より、大学文書館所蔵の写真資料に関する照会。
- 7/13 大学文書館教員会議。
- 7/18 日外アソシエーツより、京大関係教員の写真掲載に関する照会。
- 7/19 石田純郎氏より、荒木寅三郎扁額を寄贈。
- 7/26 朝日新聞社より、京都大学の「自由の学風」に関する取材のため来館。
- 7/30 西山、東京藝術大学演奏芸術センター・東京藝術大学主催「シンポジウム 戦時下の東京音楽学校・東京美術学校 —アーカイブ構築に向けて」（於東京藝術大学）においてパネリストとして登壇。
- 8/ 3 (株)テレパックより、旧制一高と三高との野球部対抗戦に関する照会。
- 8/ 3 西山、福岡県立筑紫高等学校アカデミックツアーにおいて「大学って何をするとこ？ 近代日本の歴史から考える」と題して講義。
- 8/ 7 櫻井正一郎氏より、久保井理津男著『一出版人が歩いた道』（私家版）を寄贈。
- 8/ 7 朝日新聞社より、関西の大学における「回生」の使用に関する取材のため来館。
- 8/ 7 内閣府人事局より、歴史展示室視察のため来館。
- 8/ 9 オープンキャンパス2017開催（～10日）。
- 8/22 田澤仁氏より、琵琶湖周航の歌百周年音楽祭三高合唱団横断幕を寄贈。
- 8/23 本田博利氏より、熊野寮関係資料を寄贈。
- 8/23 西山、放送大学京都学習センターにおいて「『学徒出陣』とは何だったのか」と題して講義。
- 8/29 (株)テレパックより、旧制一高と三高との野球部対抗戦に関する資料調査のため来館。
- 9/ 7 京都新聞より、八高出身学生に関する照会。
- 9/11 秋田テレビより、狩野亨吉及び創立当時の文科大学の写真使用に関する照会。
- 9/12 大学文書館教員会議。

9/14 エル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）より、インタビュー調査と施設見学のため来館。
 9/14 イタリア書房より、林達夫の写真使用に関する照会。
 9/15 松本かつら氏より、松本均関係資料を寄贈。
 9/21 朝永正三関係資料の公開開始。
 9/21 京都府日中友好協会より、京大と周恩来との関係を示す資料に関する照会。
 9/27 森ノ宮医療大学より、昭和3年の京都帝国大学新聞の所在に関する照会。

9/28 国立歴史民俗博物館に「京大闘争関連資料」「大学紛争関係資料Ⅰ」より10点貸出。

9/29 スウェーデン国立公文書館より、大学文書館の施設見学のため来館。

大学文書館の動き

法人文書管理等に関する研修会を開催しました

6月1日、総務部総務課と共同で法人文書管理等に関する研修会を開催しました。これは、公文書管理法の規定にもとづいて毎年開催しているもので、従来大学文書館は法人文書の移管を中心とした館の業務の紹介を主に行っていました。しかし今年度は少し内容を変え、大学文書館からは「京都大学における文書管理について—大学文書館の立場から—」と題して西山が講演しました（写真）。ここでは、昨今社会的に大きく取り上げられている文書管理の問題について述べたのち、公文書管理法および京都大学における法人文書の管理に関する規程を踏まえ、法人文書の利用が国民の権利であることを強調しました。さらに、京大における具体的な事例から、文書管理上改善が必要と考えられる点を指摘しました。参加者は94名、活発な質疑応答もありました。



人の動き（2017年4月～9月）

2017年4月1日 久保田裕次、大学文書館助教に就任。

新入生の「宣誓」をめぐるって

京都大学大学文書館教授 西山 伸

京大では毎年4月に入学してくる新入生は、入学にあたって「誓詞」に自署することになっている。この宣誓をめぐるって、1973年に一つの事件が起きた。この事件については、大学文書館所蔵の『宣誓式等検討委員会関係綴』（識別番号 01A00762、以下『関係綴』と表記）に詳しい。

当時、京都大学通則第13条に「入学を許可せられたる者は、本学の定めた方式によって宣誓をしなければならない」と定められており、合わせて第19条には「次の場合には、学部長の申請により評議会の議を経て、総長が除籍する」として、第1号の「疾病その他事故」、第3号の「授業料納付の義務を怠る者」とならんで第2号に「故なく宣誓をしない者」と規定されていた。つまり、入学の際に理由なく宣誓を行わない者は除籍となるのであった。

新入生の宣誓は京大の創立期から行われていて、1899年に制定された誓詞の文言は「生謹テ規則ヲ遵守シ品行ヲ正シ学業ヲ勉メ本学ノ恩徳ニ答ヘンコトヲ誓フ依テ茲ニ姓名ヲ自記ス」となっていた。宣誓しない者については、当初は規定がなかったが、1921年1月に改正された京都帝国大学通則第10条に「故ナクシテ宣誓ヲ為ササル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取消ス」とされた。

誓詞の文言は、戦後の1947年になって「本学の学生たることを自覚して専心その本分を尽すことを誓いこゝに姓名を自署します」と柔らかいものに改正されたが、前述のように宣誓しない者への扱いは「除籍」という形で残されていた。

1973年4月の入学生宣誓式前、教育学部自治委員会から同学部教授会に対して「誓詞の内容は、現在の大学、学問、教育がかかえる矛盾に対し学生が主体的に係っていくこと

を否定するものだ」（『関係綴』）として宣誓署名の根拠、目的などについて公開質問状が出された。教授会がこれに回答しないまま行われた入学生宣誓式で、在学生の一部が新入生に宣誓拒否を呼びかけ、式が混乱したため、学部長は誓詞への新入生の署名を留保したのだった。

この頃まで入学式が「入学生宣誓式」と呼ばれていたことから分かるように、宣誓は入学にあたって重要視されていた。1949年度までは式場で新入生が一人ずつ宣誓簿に署名していたほどである。この時間われたのは、こうした宣誓の形式、内容、目的であった。

大学はこれを受けて、審議を開始した。この時期京大はいわゆる竹本問題をはじめとして多事多難であり、そのせいもあってか、発足した宣誓式等検討委員会から答申が出されたのは2年後の1975年5月となった。答申は、「新入生が入学に際し、決意を新たにするために、宣誓書に署名することは、それなりの意味が有る」として宣誓を従来通り存置するとした一方、宣誓しない者を除籍とするのは「当を失する」として、通則第19条第2号の削除を提言した（『関係綴』）。

その結果、通則第13条の末尾「宣誓をしなければならない」は「宣誓するものとする」と改められ、同時に第19条第2号の宣誓しない者への除籍規定は削除されたのである。この時代らしい学生の問いかけと、それに真面目に応えた大学の姿勢が興味深い。

ちなみに誓詞の文言は、翌年度より「私は、京都大学の学生たることを自覚し、修学の実をあげるよう努力することを誓います」と改められ、現在に至っている。